

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日
阪南市立下荘小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、本校では、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、ある児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している、または当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 卑猥なことを言われたり、体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる 等

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 いじめ・不登校対策委員会
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生活指導担当、養護教諭、人権教育担当、支援教育コーディネーター、当該学年担任、必要に応じて SC、SSW、CSW
- (3) 役割
 - ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施
 - カ 年間計画進捗のチェック
 - キ 各取組の有効性の検証
 - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・不登校対策委員会は、各学期に必要なに応じて検討会議を開催し、取組の進捗状況、いじめの対応についての検証、基本方針や計画の見直しなどを行う。

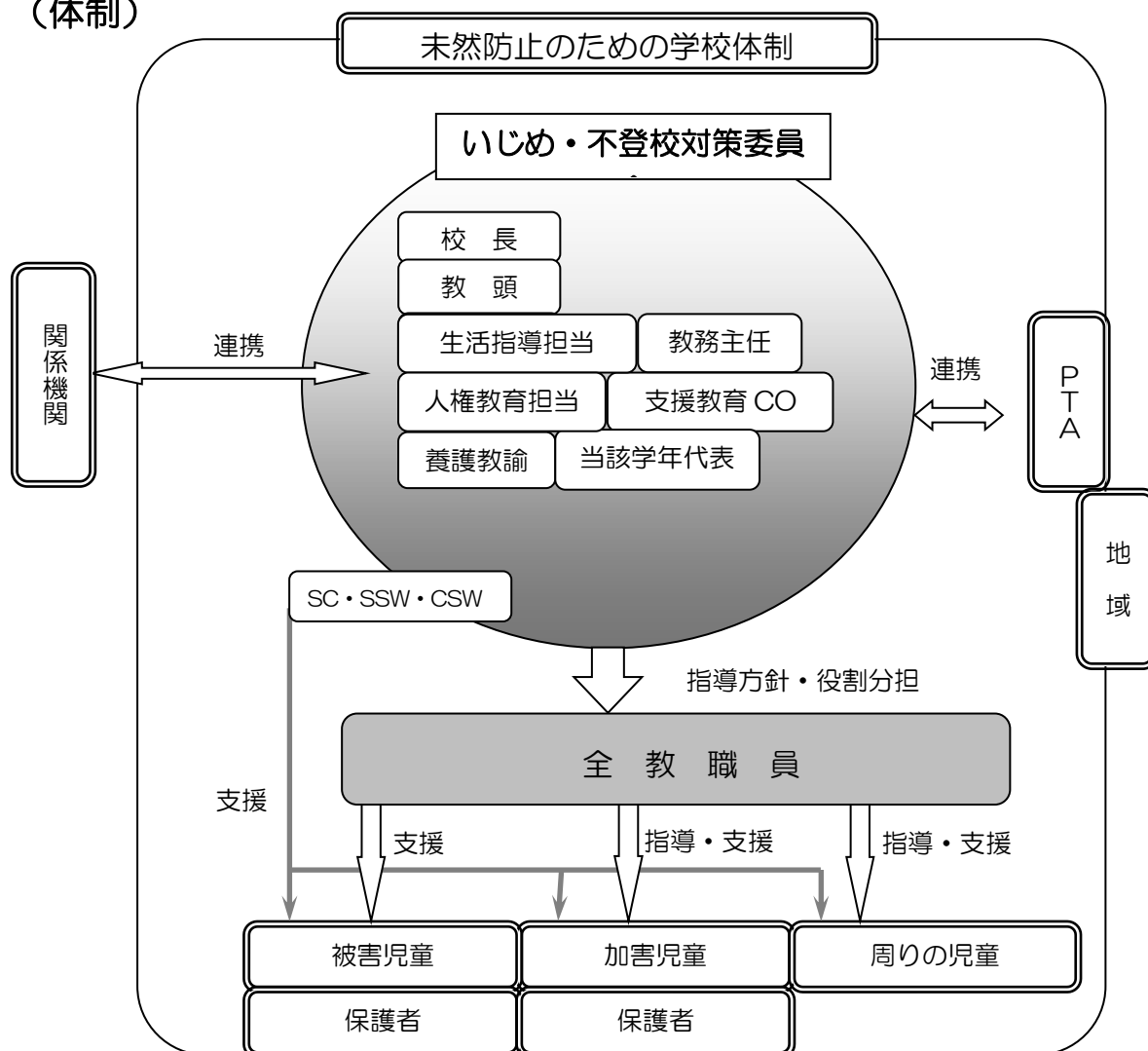
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止については、学校全体が人権尊重を徹底し、いじめは絶対に許さないという姿勢を貫くことが求められる。そのことを基盤とし、人権に関する知識及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な活動の時間などそれぞれの時間の特質に応じて、行っていかなければいけない。

特に、児童が他者の痛みを感じ受け止めることができるように、また対等で豊かな人間関係を築くために、具体的なプログラムを作成する必要がある。

（体制）



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについて教職員間で共通理解を図るため、終礼や職員会議等で、情報交換を行う。また、普段の授業からいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を醸成する。
- (2) いじめを許さない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのためには、道徳教育の充実や「コミュニケーションスキル」等、自己の確立や他者との関わり関するスキルを向上させる取り組みの実施を広く行っていかなければならない。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、児童の人格を否定するような指導をなくし、思いに沿った指導を行う。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、学習参観や運動会などの学校行事を利用していく。自己有用感や自己肯定感を育むためには、家庭との連携が必須である。学年通信や学級懇談会などで「褒めること」の大切さを説き、有用感、肯定感の向上を図っていく。
- (5) いじめの定義、また、具体的ないじめについて4月当初に児童に指導する。また、学校のルールに関しても、広く周知する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

そのため、教員は児童が示す小さな救助信号を見逃さず、助けなければならない。また、児童に関する情報交換を綿密に行い、共有、協働していくことをめざす。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年3回実施する。その後個別面談を行い、児童の思いと願いを共有する。日常の観察としては、登校時の観察、学級内での様子の把握、休憩時間の様子など全教職員が児童の様子から気づいたことがあれば、管理職等に報告する。報告の内容により、いじめ・不登校対策委員会を開く。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、欠席・遅刻の原因などで気にかかることについては、連絡帳や電話連絡を活用し意思の疎通を図る。登校後、授業中及び休憩時間の児童を観察し、気になることがあれば必要に応じて保護者に連絡をする。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として校内相談窓口の周知を行うとともに、関係機関の紹介と利用についても勧める。
- (4) 学校だより、校内掲示物等により、相談体制を広く周知する。学校教育自己診断等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、当該児童およびその関係者の不利益にならないよう配慮に努める。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し、指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や生徒指導担当者に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童又はその保護者への指導・助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童らの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、いじめた児童の保護者と迅速に連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ことを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会などの学校行事、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ・不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報教育は、総合的な学習の時間に行い、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態の対処

- (1) 重大事態の意味
 - ・生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合
- (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告する。
- (3) 調査の主体と組織

市教育委員会は学校からの報告を受け、調査の主体などの判断をする。学校が主体となって調査を行う場合は、学校に常設している「いじめ・不登校対策委員会」が調査を行う。
- (4) 調査結果の報告及び提供

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。
- (5) 調査の結果を踏まえた措置等

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート【下荘小学校】

レベル0	授業態度、華美な装飾、標準服等の乱れ、学校に必要なものの持ち込み 学校の規則を守らない行動 ※2回繰り返す場合はレベル1対応
レベル1	言葉によるからかい、無視、無断欠席、遅刻、授業をさぼる、授業での立ち歩き、反抗的な言動、学校施設の無断侵入・使用、素直に非を認める軽微な問題行為・暴言暴力行為（一度の指導で改善されるもの） ※2回繰り返す場合はレベル2対応
レベル2	仲間はずれ、悪口・陰口（死ね・人権にかかわる言葉等）（SNS 含む） 他の児童への攻撃的な言動、教師への暴言、改善されない授業態度、軽微な暴力行為、故意の授業妨害、故意の器物損壊等、授業中の校内のたむろ ※2回繰り返す場合はレベル3対応
レベル3	暴言・暴力・誹謗中傷行為（死ね等の落書き・書き込み 集団によるもの）、脅迫・強要行為、教師への暴力、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭けごと、著しい授業妨害や器物損壊、不法侵入、いじめに係る言動・行為 ※2回繰り返す場合はレベル4対応
レベル4	重い暴力行為、傷害行為、重い脅迫・強要、恐喝行為、危険物の所持 違法薬物の所持や販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等
レベル5	極めて重い暴力・傷害・脅迫・強要・恐喝、凶器の所持、放火、強制わいせつ、強盗 等

